

四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第16号

四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

四日市市子どもの医療費の助成に関する条例（昭和48年四日市市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、<u>15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u>をいう。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、<u>次の各号に掲げる者</u>をいう。</p> <p>(1) <u>12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u></p> <p>(2) <u>12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u> <u>(以下「12歳以上児」という。)</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、12歳以上児にあつては、入院に係る医療費に限り助成する。</u></p>
<p>(認定)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>(認定)</p> <p>第5条 (略)</p>

2 (略)

(助成の方法等)

第7条 (略)

2 前項に規定する受給資格者が行う申請の方法その他の事項については、規則で定める。

(申請の期間制限)

第8条 前条に規定する受給資格者が行う申請は、子どもが受診した日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過したときは、行うことができない。

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、12歳以上児の医療費の助成に係る受給資格の認定は、第7条第2項の規定による申請の際に行うものとする。

(助成の方法等)

第7条 (略)

2 12歳以上児が医療担当者等における入院による療養の給付又は療養費若しくは家族療養費の支給を受けた場合における医療費の助成は、当該12歳以上児に係る医療費助成の対象者(以下「12歳以上児対象者」という。)が行う申請に基づき、市長が第5条第3項に規定する認定を行ったうえで、助成すべき額を市が当該認定を受けた12歳以上児対象者(以下「認定12歳以上児対象者」という。)に支払うことにより行うものとする。

3 前2項に規定する受給資格者又は12歳以上児対象者が行う申請の方法その他の事項については、規則で定める。

(申請の期間制限)

第8条 前条に規定する受給資格者又は12歳以上児対象者が行う申請は、子どもが受診した日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過したときは、行うことができない。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、受給資格者が子どもに係る疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の助成の額の全部若しくは一部を支払わないこととし、又はすでに支払った医療費の助成の額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(助成金の返還)

第12条 市長は、受給資格者が偽りその他不正の行為によってこの条例による医療費の助成を受けたと認めるときは、第7条第1項の規定に基づき支払った額の全部又は一部を返還させることができる。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、受給資格者又は認定12歳以上児対象者が、子どもに係る疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の助成の額の全部若しくは一部を支払わないこととし、又はすでに支払った医療費の助成の額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(助成金の返還)

第12条 市長は、受給資格者又は認定12歳以上児対象者が偽りその他不正の行為によってこの条例による医療費の助成を受けたと認めるときは、第7条第1項及び第2項の規定に基づき支払った額の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療に係る医療費の助成から適用し、同日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(こども未来部こども保健福祉課)